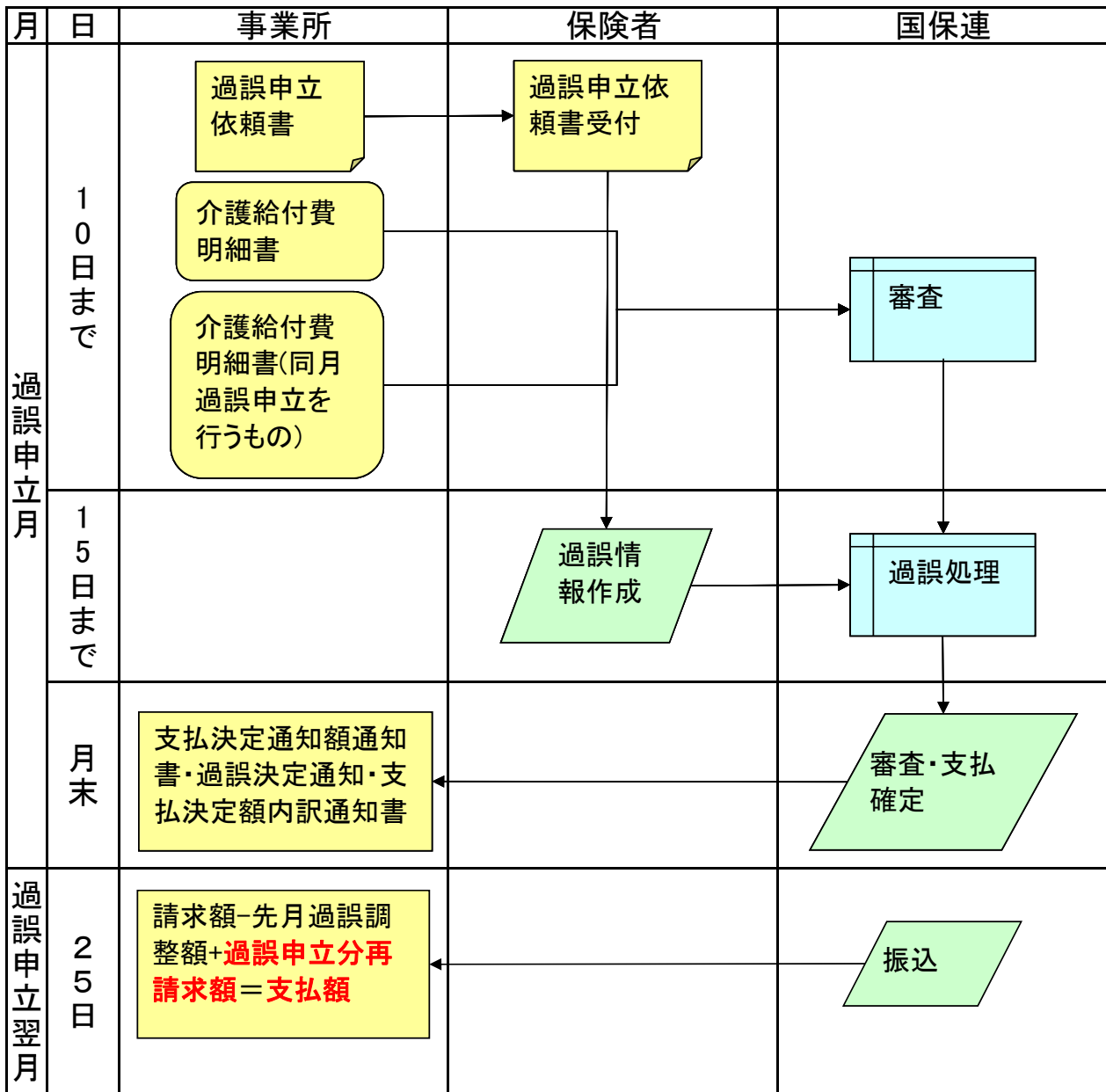


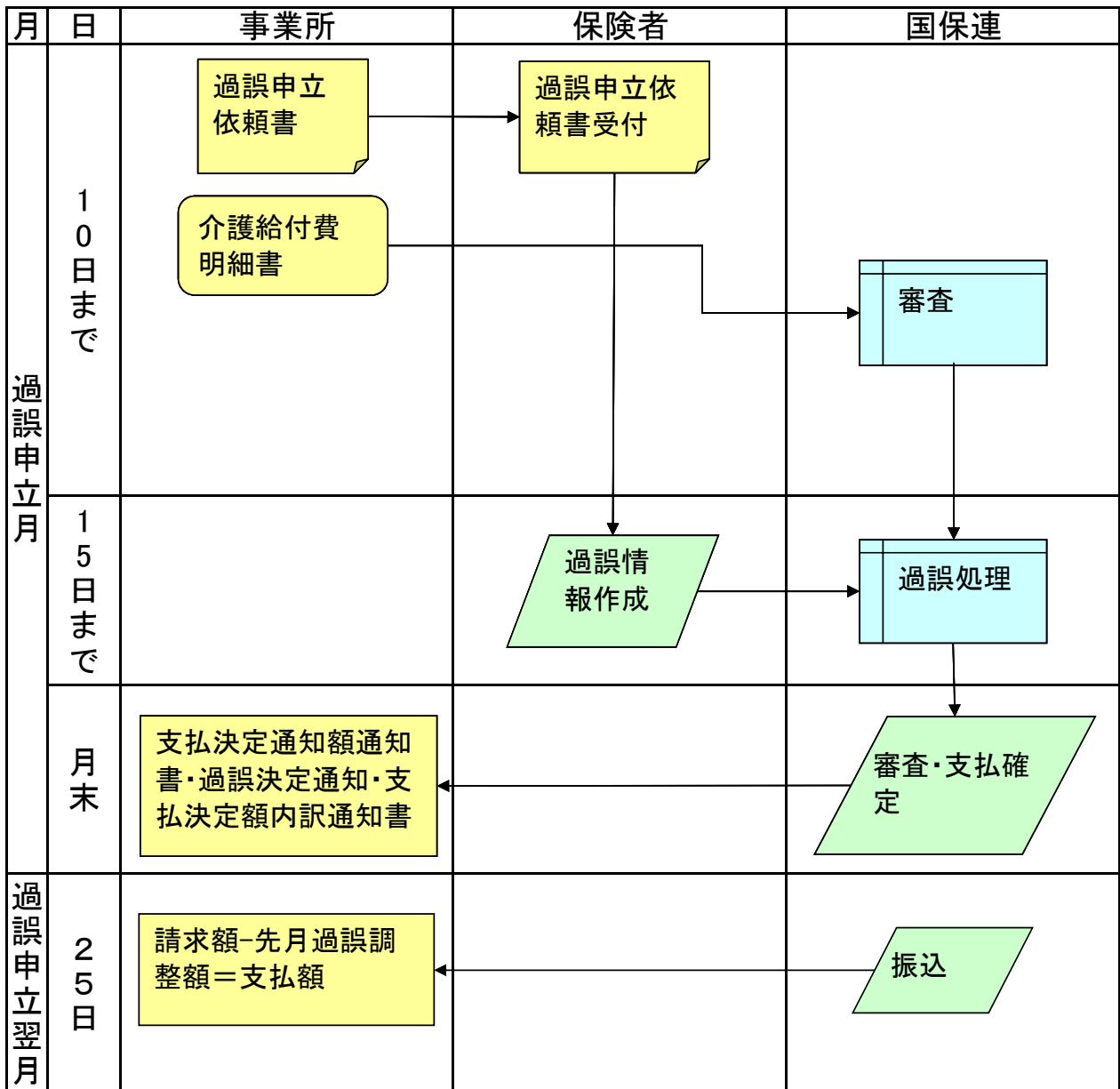
同月過誤概要図



同月過誤概要

| 月 | 日 | 事業所 | 保険者 | 国保連 |
|--------|-------|---|--|--|
| 過誤申立月 | 10日まで | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所は過誤申立依頼書を保険者に提出する。 ・事業所は同月過誤を行う介護給付費明細書と、その他の明細書を提出する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険者は事業所より過誤申立依頼書を受領する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国保連は介護給付費明細書を受領し、介護給付費明細書について審査を行う。 ・審査の結果、同月過誤を行う介護給付費明細書は既に審査を行っており、介護給付費明細書が重複するためエラーとなる。 |
| | 15日まで | | <ul style="list-style-type: none"> ・保険者は過誤申立依頼書を受け、過誤申立情報を作成し、国保連に送付する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国保連は保険者より過誤申立情報を受領し、介護給付費請求書について取り下げを行う。 ・取り下げを行い、エラーとなっていた介護給付費明細書について再審査する。 |
| | 月末 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、支払決定通知額通知書、過誤決定通知、支払決定額内訳通知書を受領する。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・国保連は審査支払を確定し、支払決定通知額通知書、過誤決定通知、支払決定額内訳通知書を事業所に送付する。 |
| 過誤申立翌月 | 25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に国保連より、審査支払結果の金額の振込みを受ける。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・国保連は事業所に先月の審査支払結果の金額の振込みを行う。 ・同月過誤を行った介護給付費明細書については、過誤調整額と請求額を相殺し、その他の明細書と合計した額を振込み額とする。 |

通常過誤概要図



通常過誤概要

| 月 | 日 | 事業所 | 保険者 | 国保連 |
|--------|-------|---|--|--|
| 過誤申立月 | 10日まで | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所は過誤申立依頼書を保険者に提出する。 ・事業所は介護給付費明細書を提出する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険者は事業所より過誤申立依頼書を受領する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国保連は介護給付費明細書を受領し、介護給付費明細書について審査を行う。 |
| | 15日まで | | <ul style="list-style-type: none"> ・保険者は過誤申立依頼書を受け、過誤申立情報を作成し、国保連に送付する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国保連は保険者より過誤申立情報を受領し、介護給付費請求書について取り下げを行う。 |
| | 月末 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、支払決定通知額通知書、過誤決定通知、支払決定額内訳通知書を受領する。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・国保連は審査支払を確定し、支払決定通知額通知書、過誤決定通知、支払決定額内訳通知書を事業所に送付する。 |
| 過誤申立翌月 | 25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に国保連より、審査支払結果の金額の振込みを受ける。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・国保連は事業所に先月の審査支払結果の金額の振込みを行う。 ・過誤調整額と請求額を相殺した額を振込み額とする。 |